

別記第4号様式(第5条関係)

公文書非開示決定通知書

寿 議 号  
令和2年10月6日

神 貢 一 様

寿都町議会議長 小 西 正 尚



令和2年9月23日開示請求のあつた公文書について、寿都町情報公開条例第13条第3項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

1 請求に係る公文書	令和2年2月から8月に行われた寿都町議会の全員協議会の配布資料、議事録、録音資料の全て
2 開示しない理由	寿都町情報公開条例第8条2号に該当 全員協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、本議会においては非公開として取り決めているため
3 開示することができる日	
4 担当課等	寿都町議会事務局 電話 62 - 2511 (内線) 71
5 備考	

注 3の欄は、開示することができる期間をあらかじめ明示できるときに、その期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以降に改めて開示請求をしてください。

教示

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。

審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決を知つた日から起算して6月以内に議長を被告として処分の取消の訴えを提起することができます。